

「インドネシアにおける強制執行，民事保全及び担保権実行の法制度と運用の実情に関する調査研究」の紹介

法務総合研究所国際協力部教官

松川 充 康

契約法にせよ，物権法にせよ，知的財産権法にせよ，いかに法規を整備したとしても，民事執行・民事保全・担保権実行といった法的エンフォースメントが機能しなければ，絵に描いたもちになってしまう。インドネシアでは，これら法的エンフォースメントが十分に機能していないとの指摘が繰り返されてきたが，詳細な調査・研究がなされたことは，少なくとも日本ではなく，その実態は必ずしも明らかでなかった。このような状況は，同国との法・司法分野での協力を進めていくに当たって大きなネックになると同時に，同国で事業を行なう企業にとっても法的リスクを高め，あるいは，不透明にする要因であった。また，同国で活動する弁護士にとっても，顧客からの「契約書を詳細に詰めたとして，結局差押えなどによって，債権の回収はできるのですか？」といった基本的な質問に対し，正確な見通しをなかなか説明できなかったと思われる。

このような問題意識から，法務総合研究所では，インドネシアに駐在する福井信雄弁護士（長島・大野・常松法律事務所）に対し，「インドネシアにおける強制執行，民事保全及び担保権実行の法制度と運用の実情に関する調査研究」を委託した。

本調査の遂行にあたっては，福井弁護士を中核としつつ，インドネシア法研究者である島田弦准教授（名古屋大学）や身玉山宗三郎専門調査員（在インドネシア日本国大使館）などの協力，さらに法務省法務総合研究所が有する人的ネットワークやインドネシア法の知見なども重要な役割を果たした。近年日本の法律事務所のアジア展開が急速に拡大しているが，本件調査は，そういった駐在弁護士の持つ専門性・実務経験・人的ネットワークを核としつつ，研究者・大使館・法務省も連携して，有益な知見収集と分析に成功したものであり，アジア法の実情や支援ニーズの調査について，官民連携による新しいモデルを提供するものであるともいえる。